

加賀市水道施設管理システムデータ構築業務
にかかると公募型プロポーザル実施要領

加賀市水道施設管理システムデータ構築業務について、プロポーザル方式により受託者の特定を行う。プロポーザル方式の手続等については、次のとおりとする。

1 目的

本業務は発注者が運用している水道施設管理システムの構築を実施し、住民へのサービス向上のための高度な維持管理業務を行うための水理解析機能の追加・構築などを行うことを目的とする。この要領は、水道施設管理システム構築業務にかかると事業者を公募型プロポーザルで選定するための要件を定める。

2 概要

(1) 件名

加賀市水道施設管理システムデータ構築業務

(2) 内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約上限額

12,100 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 技術提案書の提出参加資格

次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て、又は民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てが行われたものでないこと。
- (3) 加賀市の建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録している者。
- (4) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (5) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、顧問、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）が加賀市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。

- (6) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）のしくみが整備されていること。
- (7) 企業として以下の認証登録のいずれかを取得していること。
 - ・品質マネジメントシステム（IS09001）
 - ・情報セキュリティマネジメントシステム（IS027001）
 - ・アセットマネジメントシステム（IS055001）
- (8) 石川県内で本業務と同様のシステム導入業務実績を有すること。
- (9) 石川県内に委託業務を常時締結する事務所（本店・支店・営業所等）を有していること。
- (10) 本業務の管理技術者は、下記の資格いずれかを有していること。
 - ・技術士（上水道及び工業用水道部門）
 - ・技術士（総合技術監理部門上下水道部門）
 - ・RCCM（上下水道及び工業用水道）
 - ・測量士

6 スケジュール（予定）

- (1) 実施要領等の公表
- (2) 質問受付の締切り 令和6年4月8日（月）
- (3) 参加表明書等の提出 令和6年4月3日（水）
- (4) 企画提案書等の提出 令和6年4月15日（月）
- (5) 書類審査 令和6年4月16日（火）
- (6) 選定委員会の開催 令和6年4月23日（火）
- (7) 審査結果通知・公表 令和6年4月26日（金）

7 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和6年4月8日（月）12時まで（必着）
- (2) 提出方法：別紙の質問書（様式第7号）により、電子メールにて担当者まで提出すること。
- (3) 回答日：各質問の受信後、速やかに順次回答する。
- (4) 回答方法：市ホームページ上に回答を掲載する。ただし質問者には電子メールでも回答する。

なお回答に際しては、質問者名は伏せる。

※回答の内容は、本実施要領及び仕様書の追記・修正とみなすものとする。

8 参加表明書の作成要領

(1) 参加表明に必要なとなる書類

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②業務実績書（様式第2号）
- ③実施体制図等（様式第3号）
- ④会社概要（様式第4号）
- ⑤会社法人用登記事項証明書（全部事項証明書の履歴事項証明書）

（※3か月以内の発行であること）

- ⑥予定管理技術者資格及び経歴（様式第5号、資格及び認証の写しを添付）

(2) 参加表明書等の提出

提出期限：令和6年4月3日（水）12時まで（必着）

提出方法：担当者まで、電子データ（メール又はCD-R/DVD-R）と紙媒体1部は持参又は郵送で提出すること。

9 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案に必要なとなる書類

- ①企画提案書提出届（様式第6号）
- ②企画提案書（任意様式）
 - ・「仕様書」を十分に確認して作成すること。
 - ・PDF化して提出すること。なお、ページ数は30ページまでとする。
- ③価格提案書（様式第8号）
- ④構築業務見積内訳書（任意様式）
- ⑤保守業務参考見積書（任意様式）
- ⑥保守業務参考見積内訳書（任意様式）
- ⑦機能確認表（様式第9号）

(2) 企画提案書等の提出

①提出期限：令和6年4月15日（月）12時まで（必着）

②提出方法：担当者まで、電子データ（メール又はCD-R/DVD-R）と紙媒体11部（正本1部、副本10部）及び価格提案書は持参又は郵送で提出すること。

(3) 企画提案書

企画提案書の規格はA4版とする。

提案書本文は次の順序・項目に従って作成すること。ただし、その他必要と思われる事項があれば任意に追加すること。

【技術提案を特定するための評価基準】

番号	審査対象	審査内容	配点
1	本業務の実施方針	業務に対する基本的な考え方について審査する	320点
2	会社概要	提案者の概要について評価する	
3	業務実績	提案者の業務実績について審査する	
4	業務体制	業務実施体制が業務を進めるにあたって適切か審査する	
5	工程・業務フロー	業務工程及び業務フローは適切か審査する	
6	システム構築	システム構築手法や構築に対する姿勢について審査する	
7	システム基本機能	システムの基本機能について機能評価表及び提案内容を審査する	
8	水理解析機能	水理解析機能について審査する	
9	システム保守	システム保守内容について審査する。	
10	将来・追加提案	将来性・追加提案の内容について審査する	
11	価格	提案価格の妥当性について評価する	100点
12	技術力	提案者の技術力について審査する	80点
13	提案力	提案者の提案力について審査する	
14	将来性	提案者の将来性について審査する	
15	総合評価	提案者の総合的な評価を審査する	
合計			500点

(4) 構築業務見積書

業務を委託する者を選定するための見積書となる。この見積金額で契約するものではない。ただし、価格は審査の対象となる。業者が選定された後、協議を行い速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、その際には改めて見積書を提出するものとする。

- ・ 見積書は、業務に要するすべての経費を含むものとする。
- ・ 見積書は、加賀市水道施設管理システムデータ構築業務の項目ごとに費用を掲載し、その内訳については、なるべく詳細に記載すること。

(5) システムソフト保守参考見積書

経費の参考として、システム年間ソフト保守費用を明記した参考見積書を提出すること。

保守費用に併せて、布設替工事及び給水工事のデータ追加・更新・修正、水道統計調査資料に必要な管路のデータ（用途、口径、管種別、鉛給水管等）を整理する費用も計上すること。

見積りに必要な条件は下記による。

- ・配水管データ構築：7km
- ・給水管データ構築：800件

10 審査方法

プロポーザルの審査を次のとおり実施し、最も評価の高い提案者を優先交渉権者とする。

(1) 書類審査

資格参加要件等を満たす者の中から、参加表明及び企画提案に必要な書類の提出の有無を審査し、選定委員会で審査を行う者を選定する。

(2) 選定委員会の実施

書類審査を満たす者の中から、選定委員会において企画提案書についてのプレゼンテーションを行い、最も優れている提案を特定する。

①実施予定日：令和6年4月22日の週

②プレゼンテーションの内容

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・実施の詳細は事前に通知する。
- ・必要に応じて、システム開発元メーカーの同行を許可する。
- ・準備(10分)、提案書説明によるプレゼンテーション(20分)、システムデモンストレーション(20分)、ヒアリング(15分)、機器等撤去(10分)を目安に実施する。
- ・プレゼンテーションに必要な機材は提案者がすべて用意するものとする。ただしプロジェクター、スクリーン、電源は市が用意する。

11 審査基準及び配点

別紙「加賀市水道施設管理システムデータ構築業務 評価基準書」による。

12 審査結果の通知

(1) 技術提案書の提出者すべてに特定の結果を書面により通知する。

審査結果の発表は、令和6年4月26日を予定。

(2) その他：審査結果に対して異議を申し立てることはできないものとする。

13 辞退

参加表明書の提出後に、本プロポーザルを辞退する者は、辞退届（様式第 10 号）を提出期限までに提出すること。

14 プロポーザル後の流れ

審査結果の通知後、市と優先交渉権者は企画提案書に記載された内容に基づき、必要な協議を行ったうえで、業務委託契約を締結する。

ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、市は、選定委員会で次点となった提案者と協議を行うものとする。

15 失格事項

次のいずれかに該当することは、その提案者を失格とする。

(1)提案者が次のいずれかに該当するとき

ア 選定委員会の開催時に出席しなかったとき

イ 虚偽の申請により、参加資格を得たとき

ウ 審査の公平性を害する行為があったと認められたとき

(2)企画提案者が次のいずれかに該当するとき

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき

ウ 提出書類に虚偽記載があったとき

16 その他留意事項

(1) 提案に要した一切の費用は、すべて提案者の負担。

(2) 提出されたすべての書類は、業者選定以外の目的には使用しない。

(3) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(4) 提案書を受理した後は、提案の追加及び修正は認めないものとする。

17 問い合わせ先

加賀市上下水道部 水道課

・ 郵送先住所 〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町ニ 41 番地

・ 持参先住所 石川県加賀市大聖寺南町ニ 11 番地 5 (加賀市市民会館 3F)

※市役所庁舎向かい側

TEL : 0761-72-7950 FAX : 0761-72-2208 Email : suidou@city.kaga.lg.jp